

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

市内在住の個人

### 2 請求書の提出日

令和2年9月25日

### 3 請求の要旨

提出された明石市職員措置請求書及び事実を証する書面により、請求の要旨を次のとおり解した。

- (1) 明石市立王子小学校PTAは、規約や理念に反し、保護者が会員か否かで児童への対応に差をつける等、活動に公共性・公益性のない互助会のような団体となっており、社会教育関係団体とはいえない。
- (2) 上記のとおり同PTAは社会教育関係団体とはいえないため、王子小学校長及び学校管理課長が同PTAに無償で学校施設を使用させることは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条に規定する学校施設の社会教育への利用とはいえず、明石市立学校条例施行規則（昭和39年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第11条第2項第2号及び第3号に規定する使用を許可しない場合に該当し、規則第15条第2号に規定する使用料を減免できる場合には該当しない。
- (3) 同PTAが学校施設を使用することについて目的外使用許可の手続を行っていないことは、規則第12条に違反する。
- (4) 以上から、社会教育関係団体とはいえない同PTAに無償で学校施設を使用させることは、財産管理における財務会計上の違法があると考えられる。
- (5) よって、以下の3点を求める。
  - ① 同PTAによる学校施設の利用・使用を停止させること。
  - ② 今後、目的外使用許可をする場合でも、同PTAから適切な使用料を徴すること。
  - ③ PTAの違法な活動を防止できると考えられるため、PTA運営に関する技術的指導を行うこと。

### 4 要件審査

監査の実施にあたり、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件に適合しているかについて審査を行った結果、要件を具備しているものと認め、令和2年10月5日にこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件では、王子小学校PTAが学校施設を無償で使用できる社会教育関係団体に該当するか、目的外使用許可なく学校施設を使用させること及び使用料の減免手続を行うことなく使用料を徴収しないことが違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という）に該当するかを監査対象事項とした。

なお、教育委員会がPTAに対し技術的な指導を行うこととする請求人の主張は、本市の財務会計上の行為に当たらないので監査の対象としなかった。

### 2 監査対象部局

教育委員会

### 3 監査の方法

- (1) 請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出を求め、令和2年10月26日に陳述の機会を与えた。なお、請求人は、陳述には欠席したが、書面の提出により主張を補足した。
- (2) 監査対象部局に対し、関係書類の提出を求め、事実の確認を行ったほか、請求人と同様に令和2年10月26日に陳述の機会を与えた。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

請求人から提出された関係書類及び監査対象部局から提出された関係書類の調査並びに関係職員への質問により、次の事実を確認した。

#### (1) 王子小学校PTAの活動内容について

王子小学校PTA会則によると、同PTAは王子小学校の児童の健全な成長を図ることを目的とし、児童の保護者及び教職員で構成され、学校と家庭との連携、会員相互の研修と親睦により、児童の教育、生活の改善充実に係る活動を行うとされている。

教育委員会提出資料（2019（令和1）年度PTA事業報告）によると、同PTAの活動の大半は、あいさつ運動、防犯パトロール、スクールガード報告会等、王子小学校の全児童を対象とするものであり、保護者がPTA会員であるか否かによる違いのないものであった。

また、請求人の主張のとおり、活動の一部でPTA会員と非会員の取り扱いに違いが見られるが、教育委員会が実施した王子小学校への聴き取りによると、同PTAは卒業式でのPTAから児童への記念品の配布を取りやめるほか、王子フェスタでの非会員の子のPTAブース参加を認める等の配慮を図っている。

(2) 王子小学校 P T A の社会教育関係団体該当性について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条によると、「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

一般的に、P T A は学校児童の保護者及び学校教職員により構成され、児童の健全な成長を図ることを目的とする任意の団体であり、広く社会教育関係団体として認識されている。

王子小学校 P T A も同様に王子小学校の児童の保護者及び学校教職員で構成されている。上記(1)のとおり、その活動目的は児童の健全な成長を図ることであり、活動内容の大半は全児童を対象とするものである。

(3) 王子小学校 P T A の学校施設使用実態について

王子小学校 P T A は P T A 室、印刷室等の学校施設、設備を使用している。

同 P T A による学校施設、設備の使用に関して、過去に学校教育上、学校管理上その他の問題は発生していない。

(4) 学校施設の目的外使用許可について

学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）第 3 条、学校教育法第 137 条、明石市立学校条例（昭和 39 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条及び規則第 11 条第 2 項の規定によると、社会教育関係団体が使用する場合に学校施設利用を許可できるとされている。

教育委員会によると、従前より教育委員会は王子小学校 P T A の活動実績等から同 P T A が社会教育関係団体であると認識し、学校施設を使用させてきたが、調査の結果、目的外使用許可が必要と判断し、学校教育上、管理上支障がない旨の学校長の意見を徴した上で令和 2 年 7 月 14 日付けで目的外使用許可の手続を了している。

(5) 学校施設使用料の徴収の有無について

王子小学校 P T A から学校施設使用料の徴収はなされていない。

(6) 学校施設使用料の減免措置について

学校施設使用料の減免措置は、条例第 9 条及び規則第 15 条第 2 号に基づき、社会教育関係団体に対し行われる。

教育委員会によると、王子小学校 P T A については慣例的に学校施設利用料を徴収していないが、令和 2 年 7 月 14 日付けで学校施設使用料免除の手続を了している。

学校管理課は減免措置にあたり、同 P T A の活動実績等から同 P T A が社会教育関係団体であり、その主たる目的のために学校施設を使用していると認識している。

## 2 監査委員の判断

### (1) 王子小学校PTAの活動内容と社会教育関係団体該当性

請求人の「明石市立王子小学校PTAは、規約や理念に反し、保護者が会員か否かで児童への対応に差をつける等、活動に公共性・公益性のない互助会のような団体となっており、社会教育関係団体とはいえない。」との主張については、次のように判断する。

PTAは一般的に、全児童のための活動を行う社会教育関係団体と認識されている。また、PTAは任意団体であり、その活動内容は自主的に決定すべきものである。

王子小学校PTAを見ると、会則及び活動実績から、同PTAが児童の健全な成長を図ることを目的とする任意の団体であり、活動の対象は王子小学校の全児童であるということができる。また、一部の活動において、会員の子である児童と非会員の子である児童への対応に違いが認められるが、活動の大半が全児童のためのものであることから、同PTAが社会教育関係団体であることを否定するものではない。よって、同PTAは社会教育法第10条の社会教育関係団体に該当するということができる。

### (2) 王子小学校PTAに学校施設を無償で使用させることについて

請求人の「王子小学校長及び学校管理課長が同PTAに無償で学校施設を使用させることは、学校教育法第137条に規定する学校施設の社会教育への利用とはいえず、規則第11条第2項第2号及び第3号に規定する使用を許可しない場合に該当し、規則第15条第2号に規定する使用料を減免できる場合には該当しない。」及び「同PTAが学校施設を使用することについて目的外使用許可の手続を行っていないことは、規則第12条に違反する。」との主張については、令和2年7月14日付の目的外使用許可及び使用料減免手続の前後に分けて次のように判断する。

#### ① 目的外使用許可及び使用料減免の手続完了後（令和2年7月14日以降）

規則第11条第1項各号では目的外使用を許可できる場合を、同条第2項各号では使用を許可しない場合を定めている。社会教育関係団体である王子小学校PTAの学校施設使用については、規則第11条第1項第2号に該当し、同条第2項各号には該当しない。なお、本件目的外使用許可申請は、規則第12条第1項に定める校長の意見を付して委員会に提出されたものであり、許可手続に瑕疵はない。

また、規則第15条第2号によれば、社会教育関係団体がその主たる目的のために使用するとき、条例第9条に定める使用料の減免を行うことができる。本件使用料免除申請は、社会教育関係団体である王子小学校PTAがその主たる目的のため学校施設を使用するとしてなされたものであり、本件使用料免除手続に瑕疵はない。

よって、教育委員会が同P T Aに学校施設を無償で使用させていることに違法性、不当性は認められず、教育委員会が王子小学校P T Aの施設使用を停止させ、及び施設を使用させる場合に使用料を徴収することを求める請求人の請求には根拠がない。

② 目的外使用許可及び使用料減免の手續完了前（令和2年7月13日以前）

本来、P T Aの目的外使用許可申請に基づき規則に定める目的外使用許可を行った上で施設を使用させるべきところ、目的外使用許可及び使用料減免の手續をしていなかったことに形式上の不備があることは否めない。

しかしながら、上記(1)のとおり王子小学校P T Aは社会教育関係団体であり、目的外使用許可及び使用料の減免が認められる性質の団体である。

また、教育委員会は令和2年7月14日の目的外使用許可及び使用料減免手續により遡及的に及び将来に向かって目的外使用許可及び使用料免除を了している。さらに、これまでの学校施設使用により学校教育上及び学校管理上の支障は発生してこなかった。

これらを勘案すると、教育委員会が同P T Aに対し学校施設の明渡請求をすべき義務及び同P T Aから施設使用料を徴収すべき義務は抽象的には発生していたが、その不作為が直ちに違法または不当と判断できる性格のものとはいえない。加えて、本件学校施設使用により、市には何ら損害が発生していない。

### 3 結論

以上のとおり、王子小学校P T Aは社会教育関係団体であり、令和2年7月14日以降、学校施設の目的外使用許可及び施設使用料の免除の手續が適法になされていることから、現時点において学校施設を使用させること及び施設使用料を免除することに違法性、不当性はなく、怠る事実はない。

よって、本件については請求人の請求にいずれも理由がないため棄却する。

なお、令和元年9月26日から令和2年7月13日までの期間においては、手續上の不備があるものの、そのことが直ちに違法または不当というべき不作為ではないとともに、市に損害も発生していないことを付言する。

### 4 意見

学校施設の使用許可等については、条例及び規則に基づき行われるべきものであり、今後は所定の手續を漏れなく適切に行われたい。